

がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第24条に定める

知事の権限及び事務

- 法第6条第1項に基づく病院等による届出に関する権限及び事務
- 法第8条に基づく都道府県知事による審査等及び提出に関する権限及び事務
- 法第13条第2項に基づく死亡者情報票との照合のための調査に関する権限及び事務
- 法第16条に基づく協力の要請に関する権限及び事務
- 法第18条第1項に基づく知事による利用等に関する権限及び事務（県等に準ずる者の指定を除く）
- 法第19条第1項に基づく市町村等への提供に関する権限及び事務
- 法第20条に基づく病院等への提供に関する権限及び事務
- 法第21条第8項に基づく調査研究者への提供に関する権限及び事務
- 法第21条第9項に基づく調査研究者への匿名化情報の提供に関する権限及び事務
- 法第22条第1項に基づく都道府県がんデータベースの整備に関する権限及び事務
- 法第22条第3項に基づく都道府県がんデータベースに保存する都道府県がん情報の匿名化に関する権限及び事務